

令和 7 年度

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

富 里 市 監 査 委 員

富監第34号
令和7年11月28日

富里市長五十嵐博文様
富里市議會議長鈴木英吉様

富里市監査委員阿部ますみ
富里市監査委員布川好夫

令和7年度財政援助団体等監査の結果について（報告）
地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり報告します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の期間

令和7年8月21日から令和7年11月20日まで

(委員聴取日 令和7年10月7日)

第3 監査の場所

富里市福祉センター1階 機能回復訓練室

第4 監査の対象

1 財政援助団体

- (1) 対象団体 社会福祉法人富里市社会福祉協議会
- (2) 対象補助金 富里市社会福祉協議会事業推進費補助金
- (3) 所管部課 健康福祉部社会福祉課

第5 監査の範囲

令和6年度の補助金に係る出納その他の事務。ただし、必要がある場合は上記以外の期間も範囲とした。

第6 監査の主眼

1 対象団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金交付申請及び請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適切か。
- (6) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

2 所管部課

- (1) 補助金の決定は予算・法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金の算定、交付方法、時期及び手続等は適正か。
- (4) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等によりなされているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 監査の方法

富里市監査基準に準拠し、令和6年度において、財政援助を行った団体のうち1団

体を抽出し、上記監査の主眼に基づき、団体所管事業及び所管課手続等について、所管課職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きで実施した。

団体及び所管課には、事前に監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め、監査を実施した。

第8 監査の結果

監査の結果、財政援助団体及び所管課の財政援助(補助金)に係る出納その他の事務の執行及び補助金交付事務の執行については、下記の事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

については下記の事項について検討・改善を図り、事務処理の適正化に努められたい。

第9 検討・改善を要する事項

1 財政援助団体監査に関する事項

(1) 財政援助団体(社会福祉法人富里市社会福祉協議会)に対して

実績報告書等について証拠書類等と突合した際、書類の一部に記載誤りが認められた。これらの書類については補助金確定に必要な重要書類であることから、今後は、正確な作成に努められたい。

基金として積み立てている定期預貯金等の取扱いについて、基金にあっては社会福祉法人富里市社会福祉協議会福祉基金規程により金融機関へ貯金その他最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならないとしていることから、適時積み替えを行うなどして適正な管理に努められたい。

(2) 所管部課(健康福祉部社会福祉課)に対して

実績報告書等の確認作業において、領収書等の証拠書類との突合を実施していないとのことであった。今後は、必要に応じて証拠書類との突合を実施するなど、チェック体制を強化の上、適正な補助金交付事務に努められたい。

補助対象事業名称と団体が行う事業名称とで相違が見受けられた。

事業名称を統一することで、補助金対象事業であることの整合性が確保され、補助金交付申請や実績報告時の証拠書類等との確認作業で事務効率が向上すると思われる。

については、市補助金交付要綱の見直しについて検討されたい。

社会福祉法人富里市社会福祉協議会

団体概要

1 代表者名(令和7年4月1日現在)

会長 宮川 朱実

2 会の目的

富里市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

3 役員等

理事 10名 (うち会長1名、副会長2名)

監事 2名

評議員 23名

4 交付補助金について

(1) 名称 富里市社会福祉協議会事業推進費補助金

(2) 補助金額 44,685,531円

(3) 目的

社会福祉法人富里市社会福祉協議会が行う事業の推進を図るため。

(4) 対象事業及び対象経費

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額等	
法人運営事業及び地域福祉活動事業	人件費	(1) 給料、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当 (2) 社会保険料（健康保険、厚生年金保険、子ども・子育て拠出金）及び労働保険料（労災保険、雇用保険） (3) 職員退職手当積立金及び共助会共済掛金	補助対象経費の額（ただし、補助対象経費の全額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額）
ボランティアセンター運営事業	人件費	(1) 賃金、交通費、時間外手当 (2) 社会保険料（健康保険、厚生年金保険、子ども・子育て拠出金）及び労働保険料（労災保険、雇用保険）	補助対象経費の額（ただし、補助対象経費の全額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額）
	事業費	謝礼金、健康診断料、研修研究費（研修費、交通費等）、需用費（消耗品費、食材・食料費）、役務費（通信運搬費）、保険料、賃	補助対象経費（上限額 664,000 円）の2分の1以内

		借料及び保守料	
心配ごと相談事業	事業費	実費弁償、需用費（消耗品費、食材・食料費）、役務費（通信運搬費）及び負担金	補助対象経費（上限額 181,000 円）の2分の1以内
地区社協活動補助事業	事業費	地区社協の地域福祉活動実施を支援するための経費	地区社協の数に基準額 200,000 円を乗じて得た額の2分の1以内

